

民事執行法の改正により入札時に  
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に  
該当しない旨の

# 陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

## 住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

## 宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 3日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 6月18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 2日 午前 9時20分から 令和 8年 7月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物件目録

1 所 在 江東区東陽五丁目  
地 番 5番49  
地 目 宅地  
地 積 951.81平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分10000分の196

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 江東区東陽五丁目5番地49  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建  
床 面 積  
1階 359.95平方メートル  
2階 443.55平方メートル  
3階 443.55平方メートル  
4階 443.55平方メートル  
5階 443.55平方メートル  
6階 443.55平方メートル  
7階 271.87平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東陽五丁目5番49の13  
建物の名称 303  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造1階建  
床 面 積 3階部分 45.63平方メートル

所有者 亡A相続財産



## 物件明細書

令和 8年 5月12日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福井 琢真

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

管理費等の滞納あり。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

## 物件目録

- 1 所 在 江東区東陽五丁目  
地 番 5番49  
地 目 宅地  
地 積 951.81平方メートル  
共有者 亡A相続財産 持分10000分の196

### 2 (一棟の建物の表示)

- 所 在 江東区東陽五丁目5番地49  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建  
床 面 積  
1階 359.95平方メートル  
2階 443.55平方メートル  
3階 443.55平方メートル  
4階 443.55平方メートル  
5階 443.55平方メートル  
6階 443.55平方メートル  
7階 271.87平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

- 家屋 番号 東陽五丁目5番49の13  
建物の名称 303  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造1階建  
床 面 積 3階部分 45.63平方メートル  
所有者 亡A相続財産



令和7年(ケ)第494号  
令和8年2月20日受理  
令和8年3月23日提出  
(評価人 野坂啓介)

## 現況調査報告書

東京地方裁判所  
執行官 御 供 英一郎 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

1 所 在 江東区東陽五丁目  
地 番 5番49  
地 目 宅地  
地 積 951.81平方メートル  
共有者 亡A相続財産 持分10000分の196

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 江東区東陽五丁目5番地49  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建  
床 面 積  
1階 359.95平方メートル  
2階 443.55平方メートル  
3階 443.55平方メートル  
4階 443.55平方メートル  
5階 443.55平方メートル  
6階 443.55平方メートル  
7階 271.87平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東陽五丁目5番49の13  
建物の名称 303  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造1階建  
床 面 積 3階部分 45.63平方メートル  
所有者 亡A相続財産



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	江東区東陽五丁目29番36-303号 永信東陽ハイツ													
建 物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる ( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物 ) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">種類:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">構造:</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">床面積:</td> </tr> </table>		{	種類:	{	構造:	{	床面積:						
{	種類:													
{	構造:													
{	床面積:													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している (3、4枚目のとおり) <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の敷地 (目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
管理費等の状況	管理費 8,880円 修繕積立金 7,440円 以上、いずれも月額	令和8年2月28日現在 滞納がある 令和6年4月分～令和8年2月分 計375,360円 他に遅延損害金 (年14%) 50,376円が付加												
管理費等照会先	株式会社秀栄興産													
その他の事項														
土 地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件 )													
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に上記区分建物を所有し、一棟の建物の敷地として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)													
その他の事項														
執行官保管の仮 処 分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">地方裁判所</td> <td style="padding-left: 20px;">支部</td> <td style="padding-left: 20px;">平成</td> <td style="padding-left: 20px;">年 ( ) 第</td> <td style="padding-left: 20px;">号</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">保管開始日</td> <td style="padding-left: 20px;">平成</td> <td style="padding-left: 20px;">年</td> <td style="padding-left: 20px;">月</td> <td style="padding-left: 20px;">日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年 ( ) 第	号	{	保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年 ( ) 第	号									
{	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 2 枚目)

## 関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (相続財産清算人)	<p>私は本件物件の所有者である亡A相続財産の相続財産清算人（弁護士）です。本件建物は、現在はだれも使用はしていませんが、室内には動産類が残置されている状態です。本件建物の鍵は当方で管理しています。</p> <p>(令和8年3月4日電話聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 3 枚目)

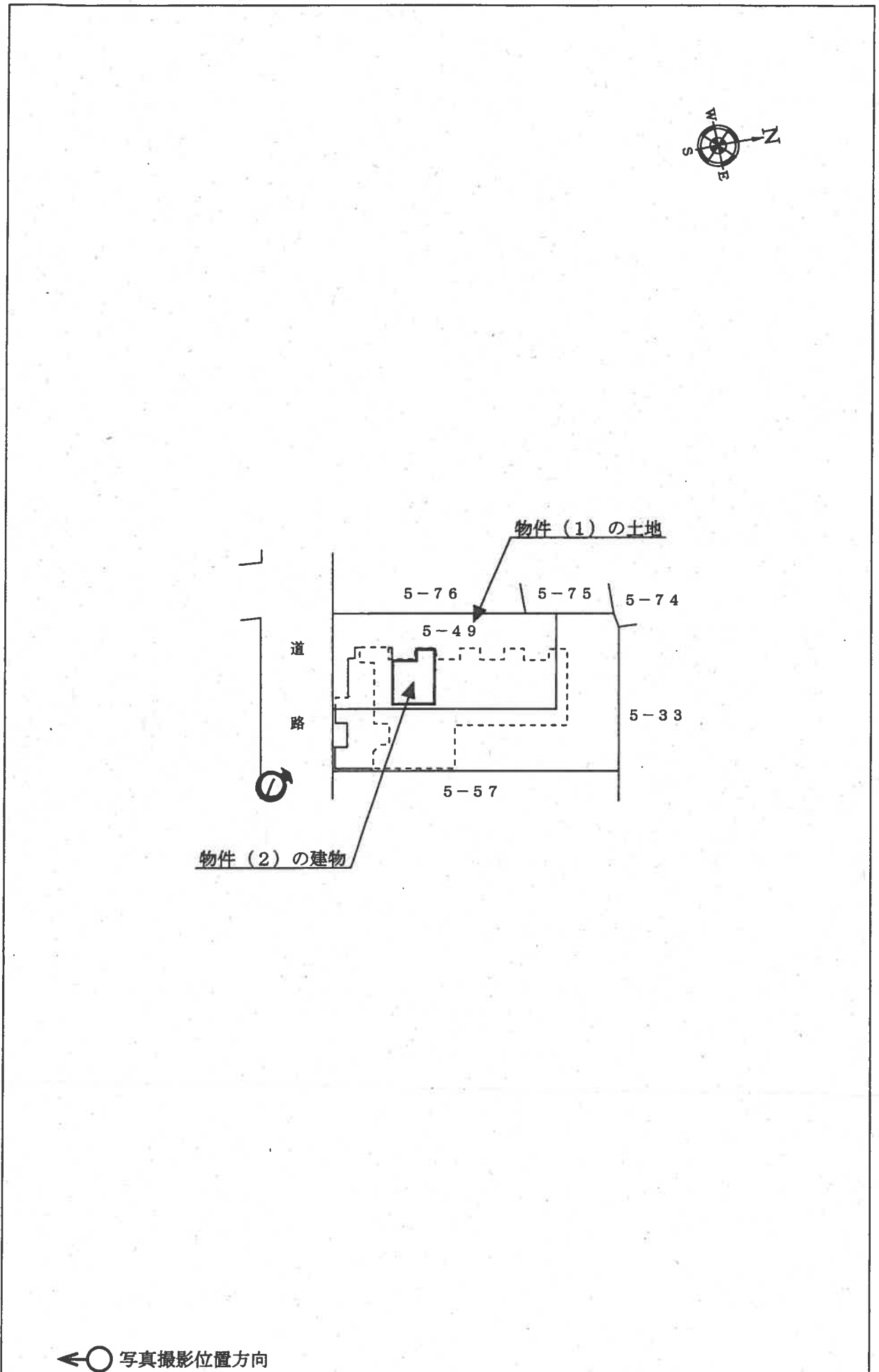
## 執行官の意見

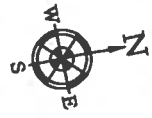
- 1 本件物件の現況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 各臨場時において、本件建物の郵便受けにはテープが貼られ郵便物等はいれられないようになっていた。本件建物の玄関ドア前には表示等はなかった。立入調査時において、本件建物の室内には、ベッド、棚や衣服等の動産類が存在した。相続財産清算人の陳述は、3枚目のとおり。
- 3 本件建物の占有関係については、関係人の陳述及び現場の状況等から、2枚目のとおり所有者が占有しているものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 4 枚目)

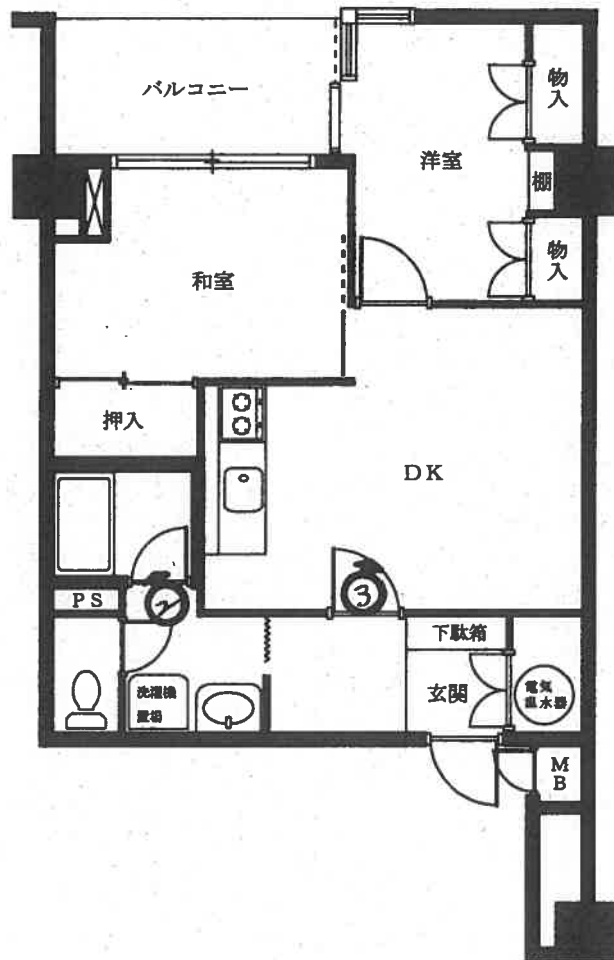
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月3日 11:20-11:30	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、臨場日時通知書及び占有関係照会書差置
令和8年3月4日	当庁	管理費等照会 (FAX)、相続財産清算人に電話聴取
令和8年3月11日 13:10-13:20	物件所在地	物件調査、占有調査、写真撮影、立入調査、評価人同行、解錠技術者同行
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件が不在で施錠されている場合に備え、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月11日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、相続財産清算人から借り受けた鍵により解錠し建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 5 枚目)





(303)



←○写真撮影位置方向

1



2



3



( 8 枚目 )

令和 7年 (ケ) 第 494 号  
令和 8年 3月 11日 現地調査  
令和 8年 4月 6日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 野 坂 啓 介

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,360,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 7,370,000円
物件2 (建物)	金 6,990,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための敷地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該敷地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 江東区東陽5丁目29番36号  (マンション名、部屋番号) 永信東陽ハイツ 303号室
特記事項			
1	物件1の評価対象持分は10,000分の196		

\* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

## 物 件 目 録

- 1 所 在 江東区東陽五丁目  
地 番 5番49  
地 目 宅地  
地 積 951.81平方メートル  
共有者 亡A相続財産 持分10000分の196

### 2 (一棟の建物の表示)

- 所 在 江東区東陽五丁目5番地49  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建  
床 面 積  
1階 359.95平方メートル  
2階 443.55平方メートル  
3階 443.55平方メートル  
4階 443.55平方メートル  
5階 443.55平方メートル  
6階 443.55平方メートル  
7階 271.87平方メートル

### (専有部分の建物の表示)

- 家屋 番号 東陽五丁目5番49の13  
建物の名称 303  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造1階建  
床 面 積 3階部分 45.63平方メートル  
所有者 亡A相続財産

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	東京メトロ東西線「東陽町」駅の北西方道路距離約480m(徒歩約6分)、江東区東陽5丁目29番街区に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	中高層のマンション、一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60%(指定) 300%(指定) 準防火地域 第三種高度地区 日影規制(5時間,3時間)4m
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	951.81㎡ 整形 約23m・約41m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	南側幅員約10.9m区道(建築基準法第42条1項1号該当)に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	物件2を含む一棟の建物敷地等として利用している。建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
評価対象持分	10,000分の196	
特記事項	※1 江東区水害ハザードマップによると洪水及び高潮による浸水想定区域にある。	

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

### （1）一棟の建物の概要

マンション名	永信東陽ハイツ	
建物の用途	共同住宅（総戸数38戸）	
建築時期及び 経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和54年10月31日新築 約46年 約9年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 延床面積 2,849.57 m <sup>2</sup>	
仕 様	外 壁 そ の 他	吹付タイル等 なし
設 備 等	エレベーター、集合郵便受、ゴミ置場、駐車場、駐輪場、管理人室等 ※2	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態	あり 株式会社秀栄興産 委託
管理の状況	普通	
特 記 事 項	<p>※2 オートロックなし</p> <p>※3 江東区役所にて取得した台帳記載事項証明書に記載されている建築確認に関する概要は下記のとおり。 確認年月日・番号 : 昭和53年11月29日・第893号 検査済証発行年月日・番号 : 昭和54年10月25日・第244号</p> <p>本件建物は旧耐震基準により建築確認を受けている。 管理会社に確認したところ、耐震診断は行っていないとのこと。</p> <p>※4 目視の範囲内では、明らかにアスベストが使用されている部分はなかったが、建築年より建築資材にアスベストが含まれる可能性はある。</p>	

(2) 専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造 1 階建・居宅	
位 置	3階 (303号室)・中間部屋 主要開口部の方位：西向き	
床 面 積	専有面積	45.63 m <sup>2</sup>
	共用部分を含む 現況床面積	56.49 m <sup>2</sup>
間 取 り	2DK	
バルコニー等	西側にあり	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	ビニールクロス貼、化粧合板等 フローリング、畳、塩ビシート等 ビニールクロス貼等 キッチン、バス、トイレ等 なし
保守管理の状態	普通 ※5	
管 理 費 等	管 理 費	8,880 円(月額)(令和 8 年 2 月 28 日現在、以下同じ)
	修繕積立金	7,440 円(月額)
	そ の 他	なし
	滞 納 額	375,360 円(令和 6 年 4 月分～令和 8 年 2 月分)
	遅延損害金	50,376 円(年利 14%)
専有部分の利用状況等	建物所有者が居宅として占有している。残置物あり。	
特 記 事 項	※5 築後相当の年数が経過しており、内装、設備類は劣化している。	

## 第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を下記のとおり決定した。

### I 積算価格の試算

#### 1 基礎となる価格

##### ① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積(m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	共有持分 オ	建付地価格(円) カ
	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別格差 イ				
1	880,000	×1.00	×951.81	×1.00	× $\frac{196}{10,000}$	= 16,420,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準的な画地の価格を求めた。  
なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

東京都基準地 江東-8

$$\begin{aligned} & \text{(基準地価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\ & 790,000 \text{ 円/m}^2 \times 108/100 \times 100/100 \times 100/97 = 880,000 \text{ 円/m}^2 \\ & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{aligned}$$

時点修正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：必要なし。

地域格差：基準地等の所在地域は、対象地域に比して道路条件が劣ること等を考慮して総合の地域格差を判定した。

イ 個別格差：必要なし。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：必要なし。

オ 共有持分：登記記載による。

カ 建付地価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
2	410,000	× 56.49	× 0.15	= 3,470,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約46年、経済的残存耐用年数約9年、観察減価率10%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 9年 ÷ (46年 + 9年) × (1 - 0.1) = 0.15 (小数点第3位を四捨五入)

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	敷地利用権等割合(注) イ		敷地利用権等価格(円) ウ
1	16,420,000	× 0.40	場所的利益	= 6,570,000

ア 建付地価格：前記1①カ

イ 敷地利用権等割合：売却により法定地上権が成立しないが、場所的利益(収去されない利益)が認められる。場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

ウ 敷地利用権等価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

### 3 積算価格

前記1で求めた基礎価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権等価格を加算し、さらに価格補正、個別格差を施して、下記のとおり積算価格を求めた。

物件 番号	基礎となる価 格 (円) ア	敷地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	積算価格 (円) オ	価 格 構 成 比 (%) カ
1	( 16,420,000	－ 6,570,000 )	×1.00	×1.00	= 9,850,000	49.5
2	( 3,470,000	+ 6,570,000 )	×1.00	×1.00	=10,040,000	50.5
合 計					19,890,000	100.0

ア 基礎となる価格：前記1①カ及び②エ

イ 敷地利用権等価格：前記2ウ

ウ 価格補正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準等を斟酌した補正。本件においては必要なし。

エ 個別格差：階層別補正・1.00(対象=3階・基準階=4階)

位置別等修正・1.00(中間部屋)

その他・・・1.00(必要なし)

相乗積  $1.00 \times 1.00 \times 1.00 = 1.00$  (小数点第3位を四捨五入)

オ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

カ 価格構成比：各物件の価格割合(小数第2位を四捨五入)

## II 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の有効純収益現価の合計 ア	正味復帰価格の現価					収益価格 ア+カ=キ
	4年目の有効純収益 イ	最終還元利回り ウ	3年目期末復帰価格 ※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利現価率 ※2 オ	正味復帰価格現価 エ×オ=カ	
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
2,141,650 (12.3%)	925,460	5.1	17,601,886	0.8663	15,248,514 (87.7%)	17,390,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 4.9\%)^3 = 0.8663 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後(4年目)の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

### Ⅲ 評価額の判定

#### 1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

積算価格と収益価格はおおむね均衡して求められ、それぞれの方式の特徴を反映した妥当な価格が得られた。本件物件は転売目的のほか、投資目的の需要も期待できるため、両試算価格のほぼ中庸値を採用し、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積算価格	19,890,000円
② 収益価格	17,390,000円
③ 調整後の価格	18,600,000円

#### 2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

物件 番号	調整後の価格 (円) ア	価 格 構 成 比 イ	市 場 性 修 正 ウ	競 売 市 場 修 正 エ	滞 納 管 理 費 等 相 当 額 の 減 価 オ	そ の 他 の 控 除 (敷金等) カ	評 価 額 (円) キ
1	18,600,000	×49.5%	×1.00	×0.80	/	/	= 7,370,000
2		×50.5%	×1.00	×0.80	×0.93	—	= 6,990,000
一 括 価 格 ( 合 計 )							14,360,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 価格構成比：積算価格の構成比。前記 I 3カ

ウ 市場性修正：必要なし。

エ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

オ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した修正。

カ その他の控除(敷金等)：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件では必要なし。

キ 1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

## 第6 参考価格資料

東京都基準地価格（江東－8）

所 在：江東区東陽五丁目28番7

価 格：790,000円／m<sup>2</sup>

位 置：東京メトロ東西線「東陽町」駅の北西方約370mに位置する

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：296m<sup>2</sup>

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北側8m 区道

用途指定等：準工業地域（建蔽率60%、容積率300%）、準防火地域

地域の概要：住宅、共同住宅、事務所等が混在する住宅地域

## 第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和8年4月6日

評価人 不動産鑑定士

野坂啓介

東京都江東区東陽5丁目 付近



位置図

対象不動産

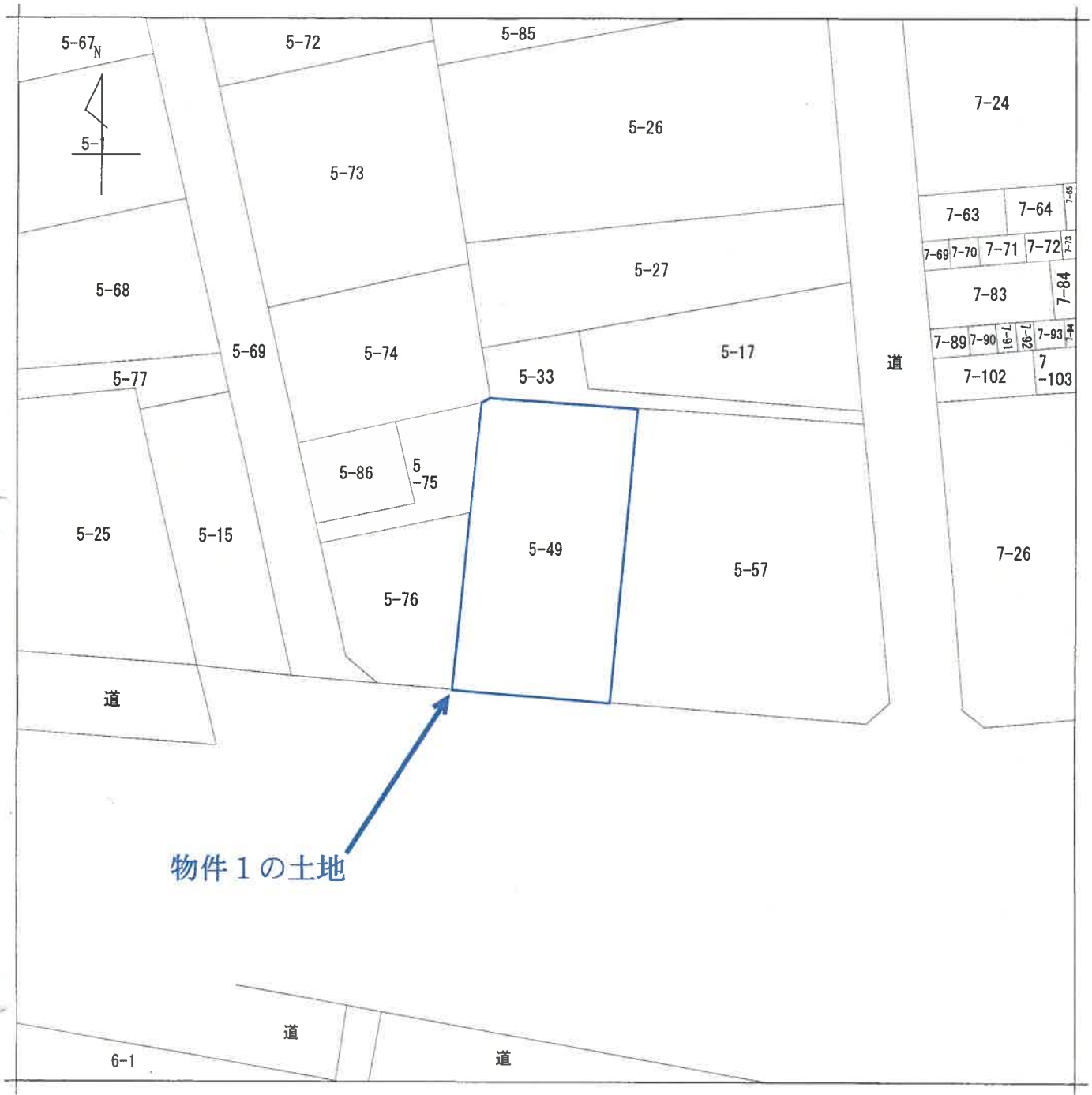
基準地 江東-8

最寄駅

昭文社スーパーマップルデジタルVer.25縮尺1/8,000  
地図使用承認(C)マップル第7-199号

1 : 8,000 相当  
地図使用承認(C)マップル第7-199号

地図上の1センチは約80メートル  
印刷中心は 東経 139度48分53秒 北緯 35度40分19秒



物件1の土地

地番区域見出し  
東陽5丁目  
東陽5丁目

請求部分	所在 江東区東陽五丁目		地番 5番49		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類 地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日 (原図)		平成5年10月1日	補記事項	

各階平面図

建物図面

家屋番号

東陽5回5番49の10  
 5番地49. 5番地48. 5番地16  
 5番地47. 5番地14

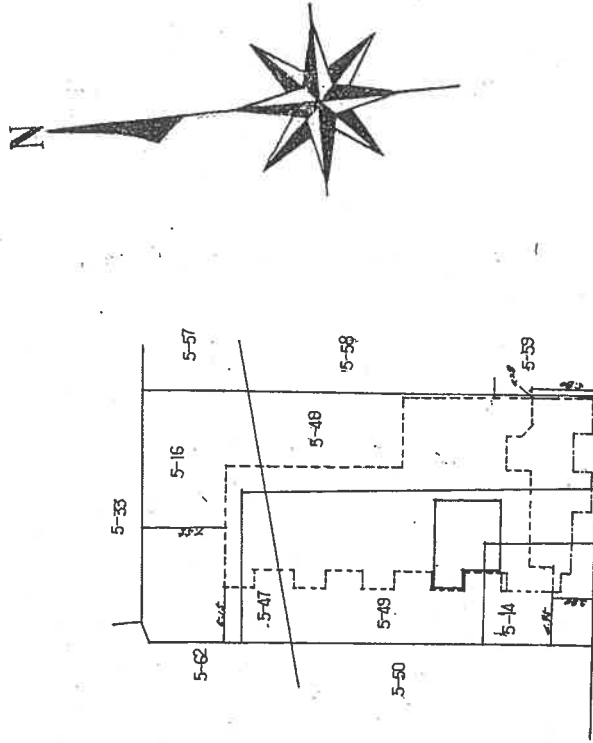
建物の所在  
 東京都台東区



面積計算

① 6.28 x 4.62 = 29.02712  
 ② 2.67 x 4.28 = 11.4084  
 計 40.43552 (m<sup>2</sup>)

床面積 45.63㎡



建物の存続部分 参照

単位メートル

単位メートル

作製者	縮尺 1/250
申請人	縮尺 1/500

申請人	縮尺 1/500
239762	